

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 39 連結の範囲について

今回は、連結の範囲に関する基本的な考え方について解説いたします。

まず、原則として親会社は全ての子会社を連結の範囲に含めなければなりません（連結財務諸表に関する会計基準（以下、連結基準）13項）。

ただし、例外として、子会社のうち支配が一時的または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業は連結の範囲に含めません（連結基準14項）。

そして、子会社であるかどうかの判定にあたっては、議決権の所有割合が50%超である場合には原則子会社に該当しますが、それに加えて実質的な支配関係の有無に基づいても行うため、議決権の所有割合が50%以下であっても、例えば当該子会社の意思決定機関を支配している場合には子会社に該当するケースがある点に留意が必要です（連結基準6項、7項）。

上記判定を行った上で子会社であると判断された会社でも、重要性の乏しい小規模子会社については、連結の範囲に含めないことができるとされ、重要性の原則が設けられています（連結基準注3）。

重要性の原則を適用する場合、量的側面においては少なくとも資産、売上高、利益及び利益剰余金の4つの項目に与える財務的影響を考慮して判断します（「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」4項）。

また、質的側面においても下記1～4の見地から検討を行います。

1. 経営戦略上の重要な子会社か否か
2. 一業務部門の全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる子会社か否か
3. セグメント情報の開示に重要な影響を与える子会社か否か
4. 多額な含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している子会社か否か

検討の結果、これらの子会社に該当する場合、当該子会社を非連結子会社とすることはで

きません（同項（2））。

なお、連結基準は平成 23 年 3 月 25 日に改正され、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から改正後の連結基準が適用されています。

当該改正では、IFRS とのコンバージェンスの検討を進めてきた中での短期的な対応として、下記の項目について改正がなされているため、留意が必要です。

1. 一定の特別目的会社を出資者の子会社に該当しないと推定する規定の削除
2. ノンリコース債務の区分掲記又は注記による開示
3. 匿名組合員及び営業者について、連結の範囲に含まれる企業の明確化

(2013/7/8 号より)